

# 令和3年度事業計画

公益社団法人 愛媛県シルバー人材センター連合会

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大という未曾有の事態に見舞われ、雇用情勢をはじめ社会経済活動は大きな打撃を受けました。このような状況は、本県のシルバー人材センター事業も決して例外ではなく、センターの会員数、契約金額とも前年度よりも減少し厳しい状況となっています。

さらに、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」が改正され、令和3年4月からは、企業に70歳まで社員の就業確保の努力義務が課せられることとなり、今後、しばらくは企業退職者の減少が見込まれます。そのため、センターへの新規入会者にも影響が出てくることが予想され、これらの現状を踏まえての対応が求められています。

その一方で、少子高齢化は着実に進んでおり、人口減少の中で潜在成長力を引き上げるためには、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮し、年齢に関わりなく活躍できる場の提供がこれからも必要となっています。人生100年時代を迎えるなかで、働くことのできる高齢者の受け皿としてシルバー人材センターに求められている社会的役割は、ますます重要となっており、その役割を広く多くの人たちに知っていただき、一人でも多くの方々を新規のシルバー会員として迎えることがシルバー事業の更なる発展のために必要です。

特に、高齢者の女性や企業退職者を新たに会員として迎えるためには、シルバー人材センターのイメージアップ、働きやすい職場環境づくり、魅力ある仕事の開拓等の課題がありますが、そのことについて県内の各センターが共通認識をもったうえで、力を合わせて課題の解決に向けて取り組んでいかなければなりません。

さらに、新型コロナウイルスとの関わりを避けることのできない時代にあって、高齢者が会員であるシルバー人材センターが、どのように会員の健康管理をしながら就業の場を提供していくのか、どのようにこれからの時代に即した仕事を見出して取り組んでいくのか、さらなる大きな課題であり、これらの課題解決に立ち向かっていくことにより新たなシルバー事業を展開していくことができます。

これらの本県のシルバー人材センター事業を取り巻く現状を把握し、これからの概ね5年間の事業推進に向けた方策等について中期計画を策定することとします。

当連合会は、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりを目指して、各シルバー人材センターと緊密な連携を図りながら、会員の拡大と就業機会の拡大を実現するために、次の事業を推進します。

## 1 高齢者に対する雇用によらない就業の機会の確保・提供事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業機会の拡大及び組織的な提供をするために次の事業を実施する。

(1) 各シルバー人材センターにおいて、地域の家庭、事業所、地方公共団体等を訪問し、

高齢者の職業能力や経験を生かせる仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の希望、能力等に応じて公平に提供する。

- (2) 就業機会の拡大、会員拡大の活動が有効に行えるよう、各センターの役職員・会員を対象に講習会を実施する。
- (3) 全国シルバー人材センター事業協会の会議及び四国管内シルバー人材センター連合会の会議等において情報収集を行い、各センターへの情報提供、支援を行う。
- (4) シルバー人材センター設置市町内の企業及び市町に対する仕事の協力要請を行う。
- (5) 未設置町(上島町・松野町)に対してセンター設置要請活動を行う。
- (6) 小規模センターの規模が拡大した市町について、市町と協議をして法人化を促進する。

## 2 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業

### (1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、当該業務への従事を希望する一般高齢者や会員に職業を紹介するため、公共職業安定所及びシルバー人材センターと連携を取った職業紹介事業を実施する。

なお、県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第 39 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同事業を週 40 時間までとする。

### (2) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内において、あらかじめ登録した会員のうち、派遣労働を希望する会員を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）」に基づき実施する。

なお、県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第 39 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同事業を週 40 時間までとする。

## 3 シルバー人材センターの周知・広報、就業体験推進、技能講習実施事業

### (1) 高齢者活躍人材確保育成事業

#### ① 事業の目的

高齢者や企業に対して、シルバー人材センター（以下 3 において「シルバー」という。）を積極的に周知・広報するとともに、就業体験を通じて高齢者、企業双方のシルバーに対する理解を深め、高齢者がシルバーで就業できるよう必要な技能講習を行うことにより、シルバーの新規会員、新たなシルバーを活用する企業を増加させる。

#### ② 事業目標

新規入会者数                    176 名以上

#### ③ 自治体広報誌、新聞、テレビ等の媒体による周知・広報の実施

ア テレビ媒体によるシルバー周知のための CM 放映の実施

イ コミュニティ誌・新聞・立て看板等によるシルバー周知のための広告の実施  
ウ 愛媛県ホームページへのバナー広告の実施

④ 高齢者・企業向け説明会・セミナー等の実施

ア 企業向けセミナー「高齢者雇用の活用」の実施 2回開催  
イ 女性高齢者向けセミナーの実施 6回開催  
ウ 高齢者向けセミナーの実施 2回開催

⑤ 高齢者・企業に対する就業体験の実施

ア 高齢者向け就業体験者数 10名  
イ 企業向け就業体験者数 10名

⑥ 技能講習の実施

高齢者が新たにシルバーの会員となるよう、あるいは、職種転換を希望するシルバー会員や昨年度1年間就業していないシルバー会員が新たな分野で活躍することに興味や自信を持って就労につながるよう、技能講習を実施する。

ア 剪定基礎講習会 (10開催)  
イ 子育てサポーター養成講習会 (2開催)  
ウ 放課後児童支援員養成講習会 (2開催)  
エ 刈払機取扱作業講習会 (2開催)  
オ 空き家管理等講習会 (1開催)  
カ 送迎業務講習会 (1開催)

開催地 今治市(3)、西条市(3)、四国中央市(2)、久万高原町(2)、愛南町(2)、松山市(1)、新居浜市(1)、八幡浜市(1)、伊予市(1)、西予市(1)、鬼北町(1)

(2) 技能開発講習会

高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を実施するため、次の活動を実施する。

- ① 各シルバーにおいて開催する刈払機の取扱い・植木剪定等の講習開催の支援を行う。
- ② 各シルバーにおいて開催する交通事故防止のための交通安全等の講習開催の支援を行う。

4 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

(1) 社会参加活動事業

社会参加活動の一環として、公共施設の清掃・除草・剪定等を実施し、地域社会活性化や環境美化に努める。

(2) 相談・情報提供事業

地域における働く意欲のある高齢者のために就業、職業能力開発、ボランティア活動等に係る相談・情報提供に努める。

具体的には、地域ごとに各シルバー人材センターが個別に対応するほか、地域イベ

ントに相談コーナーを設置する。

## 5 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

### (1) 就業開拓等事業

各シルバー人材センターにおいて、地域の家庭、事業所、地方公共団体等を訪問・面談し、高齢者の職業能力や経験を生かせる仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の希望、能力等に応じて公平に提供する。

### (2) 調査研究事業

各シルバー人材センターの活動実績を集計・分析し、就業機会の開拓等に関する課題の抽出や対応策の検討を行う。

また、地域社会のニーズにマッチした事業展開を実施するために、発注者満足度調査、高齢者の就業に対する意識変化や就業の実態に関する調査、会員の意識調査や健康づくりの推進に関する調査を行う。

### (3) シルバー人材センター促進事業

全国シルバー人材センター事業協会、四国管内シルバー人材センター連合会の会議等により得た情報を各センターに提供し、事業支援を行う。

### (4) 安全・適正就業推進事業

① 安全・適正就業推進対策協議会を機能させ、「令和3年度安全・適正就業対策推進実施計画」を策定し推進する。

② センターと連合会が連携した安全就業パトロールを実施する。

③ 安全就業の周知、災害防止のための安全意識高揚等を図るために講習会を実施する。

④ 安全就業推進大会を開催する。

ア 「安全就業スローガン」の表彰を行う。(最優秀スローガンは、のぼりとして各センターへ配布する。)

イ 安全就業優良センターを表彰する。

### (5) 普及啓発事業

① 「シルバーの日～えひめ～」を10月に設け、各センターの役職員及び会員による街頭啓発活動、ボランティア活動及びフェスティバルを実施し、普及・啓発に努める。

② 普及啓発用リーフレットを作成・配布する。(発注促進・会員募集)

③ 連合機関誌を作成・配布する。(年1回)

以 上